|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 具体的な取組み | 目標 | 令和５年度　実施状況 |
| （１）必要な健康・医療サービスを受ける　①医療サービスの充実 |  |
| 〇周産期緊急医療体制の整備・充実（地域保健課）　極小未熟児など重症新生児や母胎・胎児が危険な状態にある妊産婦について、集中治療施設を有する専門医療機関に緊急搬送し、適切な医療が受けられる体制を確保するために、産科、新生児科の連携のもと、24時間受入れ可能な病院の確保や患者の搬送体制、情報システムの充実を図ります。 |  | 〇重症新生児や母体・胎児が危険な状態にある妊産婦を、集中治療施設を有する専門医療機関に緊急搬送し、適切な医療が受けられる体制を確保するため、引き続き産科、新生児科の連携のもと、24時間受入れ可能な病院の確保や患者の搬送体制及び情報システムの整備等を行いました。【令和5年度実績】・周産期緊急医療体制コーディネーター設置事業　調整実績：98件・周産期緊急医療体制整備事業　NMCS搬送受入件数：1,264件、OGCS搬送受入件数：2,173件 |
| 〇医療機関や医療スタッフの理解を深めるための取組み（地域生活支援課）　医療機関に望まれる障がい者への配慮等を記載した「障がい者配慮ガイドブック」等について、様々な機会を通じて関係機関に周知し、障がい特性の理解促進・差別解消を図り、障がいのある方が身近な地域で安心して医療を受けることができるよう普及・啓発に努めます。 |  | ○医療と福祉の連携強化のため障がい者地域医療ネットワーク推進事業実施連絡会研修会を開催し、障がい者医療の普及・啓発及び推進を行いました。【令和5年度】・障がい者地域医療ネットワーク推進事業実施連絡会研修会（第1部「脳性まひによる障がいのある方への支援を理解する」、第2部「脊髄損傷者の排泄管理について考える　～基本的な症状・新たなアプローチと多職種連携等について～」）令和5年9月11日から12月15日（YouTubeによる映像配信）受講申込　107名・「医療と福祉の連携強化のためのシンポジウム　ステージⅦ」　令和5年9月10日（グランフロント大阪タワーC：北館8階で対面実施）（大阪府後援） |
| 〇障害者総合支援法に基づく自立支援医療費に対する公費負担（地域保健課、地域生活支援課、こころの健康総合センター）　障害者総合支援法に基づき、自立支援医療の認定を受けた障がい者等の支給対象疾患の医療に要する費用に対し、公費負担を行います。・自立支援医療（育成医療）・自立支援医療（更生医療）地サG・自立支援医療（精神通院医療） | 《参考》令和元年度実施状況＜育成医療＞件数4,606件大阪府負担金（１/４負担）34,614千円＜更生医療＞件数175,009件大阪府負担金（１/４負担）4,873,870千円＜精神通院医療＞件数 96,055件医療費支払額14,814,643千円（うち国庫負担7,407,325千円） | 〇障害者総合支援法に基づき、自立支援医療の認定を受けた障がい者等の支給対象疾患の医療に要する費用に対し、公費負担を行いました。＜育成医療＞【令和5年度実績】件数　2,315件、大阪府負担金（1/4負担）17,837千円＜精神通院医療＞【令和5年度実績】　　・件数　121,070件　　・医療費支払額　18,850,396千円（うち国庫負担9,425,198千円）＜厚生医療＞【令和5年度実績】件数　200，104件　大阪府負担金（1/4負担）　4,668,415千円 |
| 〇重度の障がい者に対する医療費等の公費負担（地域生活支援課）　医療のセーフティネットの観点から、重度の障がい者が医療機関等の窓口で負担する医療費等の一部を助成する市町村に対し、助成額の１／２を補助します。　令和３年度から精神病床への入院へ助成を拡充するとともに、平成30年度の福祉医療費助成制度の再構築について引き続き検証します。 | 《参考》令和元年度実施状況対象者数149,804人大阪府補助額（１／２補助）9,552,931千円 | 〇医療のセーフティネットの観点から、重度の障がい者が医療機関等の窓口で負担する医療費等の一部を助成する市町村に対し、助成額の1/2を補助しました。【令和3年度】 　<対象者数>149,729 人 　<大阪府補助額（1/2補助）>9,303,389千円 【令和4年度】 　<対象者数>147,945 人 　<大阪府補助額（1/2補助）>9,209,561千円【令和5年度】 　<対象者数>145,569　人 　<大阪府補助額（1/2補助）>9,475,370千円 |
| 〇小児慢性特定疾病医療費助成制度による助成（地域保健課）　小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、小児慢性特定疾病に係る医療費の自己負担分の一部を助成し、患児家庭の医療費の負担軽減を図ります。 | 《参考》令和元年度実施状況承認件数 3,293件助成額 1,096,197千円 | ○小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成しました。令和5年度実施状況承認件数 2,766件助成額 933,291千円 |
| 〇難病患者に対する医療費助成（地域保健課）　難病の患者について医療費の負担軽減を図るため、難病に係る医療費の自己負担分の一部を助成します。 | 《参考》令和元年度実施状況指定難病分交付件数 45,997件　　助成額 8,768,513千円特定疾患分交付件数 107件　　助成額 19,933千円 | ○難病に対する適正医療の普及を推進するため、指定された疾病について、医療費援助による負担軽減を行いました。令和5年度実施状況指定難病分交付件数 54,993件助成額 11,969,220千円特定疾患分交付件数 79件　　助成額 14,626千円 |
| ○強度行動障がいの状態を示す方及び高次脳機能障がい者に対する医療連携の充実（地域生活支援課）　服薬管理や医療リハビリテーション等、医療機関との連携の継続が必要な実践事例を検証・整理し、情報提供や共有化を図ります。 |  | ○強度行動障がいについては、強度行動障がい支援者養成研修【実践研修】の「関係機関（医療機関）との連携の方法」の科目において、連携の必要性等について伝えています。○高次脳機能障がいについては、医療機関向け研修を実施しました。■研修修了者数及び実施回数令和5年度　76名・1回 |
| ○発達障がいにかかる専門的な医療機関の確保（再掲）（地域生活支援課）　発達障がい児者の初診の待機期間を短縮するため、引き続き医師の養成を通じた専門的な医療機関の確保と医療機関ネットワークの充実を図ります。　拠点医療機関へのケースワーカー等の配置等、国の発達障害専門医療機関初診待機解消事業を活用し、発達障がい児者に係るアセスメントの円滑化を通じて、待機期間の短縮を図る新たなスキームを必要な圏域から実施することを検討します。　各圏域の登録医療機関のスキルアップを図るため、拠点医療機関の協力を得て各圏域での陪席を含めた医療機関研修や診療支援機能の充実を図ります。また、拠点医療機関の横の連携を図るため、協議の場等を設置するなど、府域における発達障がいの診断機能の向上と圏域間の均てん化を図り、拠点医療機関を中心としたネットワークが十分機能するよう取組みを推進します。 | 目標値（令和５年度）登録医療機関での初診待機期間の短縮を図る | 〇医療機関ネットワークの登録医療機関での初診待機期間は約6から7週間ほどとほぼ横ばい状態で推移しており、特定の医療機関で初診待機期間が長期化する傾向が見られたため、初診待機期間の短縮をめざし、以下の取組を推進しました。・大阪母子医療センター及び大阪精神医療センターに委託して小児科医師や精神科医師について、発達障がいの診断ができる専門医師を養成するとともに、地域のかかりつけ医向けに、かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修を実施しました。・二次医療圏毎に圏域の医療機関の研修や診療支援の機能のある医療機関を拠点医療機関として指定。医療機関ネットワーク登録医療機関に対して研修会や症例検討会などの診療支援を行い、医療機関間の連携や診断機能の向上を図りました。（豊能：大阪大学医学部附属病院、三島：大阪医科薬科大学病院、北河内：大阪精神医療センター、中河内：八尾市立病院、南河内：近畿大学病院、泉州：大阪母子医療センター） ・大阪母子医療センターに委託して、市町村との連携により診療に必要な情報を収集整理し、受診先の分散化と初診に要する時間の短縮を図るモデル事業を実施しました。 |
| ○医療連携の推進(健康づくり課)　二次医療圏毎に、脳血管疾患、心血管疾患、糖尿病の患者にかかる医療連携の状況を、地域で診療に携わる医療従事者間で共有する会議を開催し、地域の実情に応じて、連携体制の充実を図ります。 |  | ○二次医療圏毎に、脳血管疾患・心血管疾患・糖尿病にかかる地域医療連携のための連携会議および事業を地域の特性に応じて実施しました。 【会議】 令和5年度　会議34回　※令和5年度をもって本事業は終了しました。 |
| 〇精神科病院入院患者の療養環境の向上（こころの健康総合センター）　精神科病院入院患者の適正な医療や保護の確保を図るため、精神科病院実地指導や措置入院患者等の実地審査、精神医療審査会の充実に努めます。　また、精神科病院での虐待防止をはじめ人権に配慮した医療提供体制を構築すること等により療養環境の向上を図るため、精神科医療機関療養環境検討協議会において、療養環境サポーターが医療機関等を訪問し、収集した情報等を検証し、各病院における取組みや実践例についての情報提供や共有化を図ります。 |  | ○精神科病院に対する実地指導の実施・令和5年度は、府内(大阪市、堺市、枚方市、高槻市、八尾市、寝屋川市及び吹田市を除く)の精神科病院(精神科病床を有する病院)は、36病院となっている。これらのうち、35病院に対して、入院患者の人権に配慮した適正な精神医療及び保護を確保するため、関係法令の遵守及び適正な医療及び保護の状況を調査し、必要な指導を行いました。　　○措置入院者等の実地審査の実施・精神科病院に入院している措置入院者及び医療保護入院者等に適正な医療の提供及び保護が行われるよう当該患者の病状及び処遇に関する審査を実施しました。令和5年度　　審査件数：41件○精神医療審査会の実施・精神科病院から提出される医療保護入院届及び措置・医療保護入院者定期病状報告書等の審査、入院患者等からの退院及び処遇改善請求の審査を行いました。　　　入院届審査件数　　　　 　令和5年度：10,021件　　　定期病状報告審査件数　　令和5年度：4,110件　　　退院請求審査件数　　　　　令和5年度：208件（受理件数：398件　　取り下げ・退院終了：159件）　　　処遇改善請求審査件数　　令和5年度：62件（受理件数：111件　　取り下げ・退院終了：39件）○その他精神科医療機関療養環境検討協議会・療養環境サポーターが医療機関に訪問し、精神科医療機関療養環境検討協議会で検証し、人権尊重に配慮した医療体制の構築と療養環境の向上に努めました。　　　精神科医療機関療養環境検討協議会の開催　　　令和5年度：6回　　　療養環境サポーターによる医療機関訪問数　　　　令和5年度：6回 |
| 〇精神疾患の早期治療の推進（地域保健課）　こころの健康や依存症、認知症等の精神保健福祉に関する相談・訪問指導を実施し、医療機関への受診勧奨や日常生活を送る上での援助や社会復帰のための支援の充実を図り、当事者が早期に必要な相談、医療を安心して受けることができるようにします。　また、夜間・休日において精神科救急医療システムの充実を図り、当事者が適切な医療処置を受けることができるようにします。 | 《参考》令和元年度実施状況大阪府精神科救急医療情報センター対応件数　2,695件夜間・休日精神科身体合併症支援システム利用件数　 250件 | ○大阪府精神科救急医療情報センター対応件数　令和5年度　2,287 件○夜間・休日精神科身体合併症支援システム利用件数　 令和5年度　211件 |
| 〇大阪難病医療情報センターの運営（地域保健課）　大阪難病医療情報センターにおいて、難病患者・家族や関係機関を対象に難病医療に関する電話、面接相談等の患者支援を行うとともに、難病医療提供体制を構築するための連携会議や医療従事者研修等を実施します。 | 目標値地域のネットワーク強化に向けた研修（会議）：年１回以上 | ○難病患者・家族や関係機関を対象に難病医療に関する電話、面接相談、就労相談などの患者支援を行いました。・難病医療に関する相談支援件数 （訪問・来所・電話・メール等）令和3年度　3,863件　令和4年度　3,678件 令和5年度2,977件・コミュニケーション支援：コミュニケーション機器の貸し出し等・遺伝相談（件数）令和3年度0名　　令和4年度2名　　令和5年度1名 ・就労相談 　令和3年度　19名　 令和4年度25名　　令和5年度39名・希少難病を対象とした医療・療養相談会　　　令和5年度　13名　(患者と家族含む)　・地域のネットワーク強化、人材育成のための、関係機関対象研修の開催令和4年度　　 開催数：1回、参加者数　36名＋α（WEBのため同時聴講者あり）令和5年度　　　開催数:2回 参加者数　99名・保健所への支援：講演やカンファレンス、地域ネットワーク会議などでの助言、情報の収集と提供、関係機関への同伴訪問を実施しました。○難病医療提供体制を構築するための連携会議や医療従事者研修等を実施しました。・難病診療連携拠点病院・難病診療分野別拠点病院連絡会　令和5年度1回・難病医療協力病院連絡会　令和5年度1回・ネットワーク研修会：講演「難病患者の災害支援を考える」研修会　開催　令和5年度1回　参加者67名　○難病に関する普及・啓発や地域の医療ネットワーク強化のため、「大阪難病医療ネットワーク」のホームページを運営し、拠点病院の難病診療情報の更新や拠点病院の紹介、希少難病の取組ページを継続して掲載しました。 |
| 〇在宅難病患者に対する訪問指導の実施（地域保健課）　指定難病の医療費助成に係る新規・更新申請時に個別面談などを実施し、患者の状況や支援ニーズに的確に対応した、保健師による個別訪問等の支援を実施します。 | 目標値新規申請患者への保健師支援において、初回支援基準票に従った訪問の実施 | ○指定難病の医療費助成に係る新規・更新申請時に個別面談等を実施し、患者の状況や支援ニーズを把握したうえで、可能な限り支援の必要性の高い難病患者を優先的に順次保健師や専門職種による個別訪問等を実施しました。・難病患者宅への訪問件数（延）※指定難病、特定疾患、その他難病患者含む令和3年度　1,525件　令和4年度1,834件　令和5年度　2,243　件　○また、新規申請患者への保健師の支援については、初回支援基準票に沿いながら緊急性の高い難病患者を優先的に訪問や電話での支援を実施しました。 |
| 〇保健所における難病事業の充実（地域保健課）　難病患者を取り巻く社会情勢を踏まえ、疾患に関する理解と日常生活の質の向上につながるよう難病患者や家族を対象とした難病講演会や学習会、患者交流会といった集団支援を行っていきます。　また、地域の状況に合わせた医療・保健・介護・福祉のネットワーク構築に向けて、関係機関対象の研修会等を実施し、地域の療養環境整備を図ります。 | 目標値・難病講演会の開催：府保健所において年１回以上実施・関係機関を対象とした会議や研修の開催：　府保健所年１回以上 | ○府所管各保健所において、難病患者・家族に向けた難病講演会と交流会を開催しました。また、関係機関に向けた医療・保健・介護・福祉のネットワーク構築に係る会議の開催や、災害対策や就労支援に関する研修会を行いました。・難病患者や家族を対象とした研修会・交流会の開催令和3年度　開催数：1回(Web)、視聴者数 67名令和4年度　開催数：9回(Web含む)、参加者数242名令和5年度　開催数:11回(Web含む)、参加者数84名・関係機関を対象とした研修会の開催令和3年度　開催数：1回、参加者数 7名令和4年度　開催数：6回(Web含む)、参加者数:299名令和5年度　開催数: 10回(Web含む)、参加者数596名 |
| 〇ハンセン病回復者のニーズに応じた医療・福祉サービスの提供（地域保健課）　ハンセン病回復者とその家族が地域社会で安心して生活できるよう、誤った知識に基づく差別や偏見の解消に努めるとともに、ハンセン病後遺症による身体障がいの特性を理解した上で個々のニーズに応じた福祉サービスや専門医療が受けられるよう、関係機関との連携やコーディネート機能の充実に努めます。　ハンセン病後遺症に対し、きめ細かいサービスが提供できるよう関係機関との連携強化や啓発に努めるとともに、安心して受診できる医療機関の充実に努めます。 |  | ○地域で暮らすハンセン病回復者とその家族への定期訪問や電話相談により、個別相談事例に応じてニーズを把握し、ハンセン病回復者の求める福祉サービスの提供が可能となるように、ハンセン病回復者支援コーディネーターや市町村、関係機関などと連携を図りながら、必要な支援に努めました。○ハンセン病後遺症に対し、適切な医療・介護を提供できるよう、関係機関と連携し、研修等を通じて啓発を行いました。 |
| 〇障がい者（児）歯科診療の充実（健康づくり課）　障がい者（児）が、必要な歯科診療を受けられるよう、障がい者歯科診療体制の充実・確保に引き続き取り組みます。 |  | ○一般歯科診療所では対応の困難な障がい者（児）の診療を行う障がい者歯科診療センターを運営しています。・場　所　　　一般社団法人大阪府歯科医師会附属歯科診療所（大阪市天王寺区）　・開設日時　毎週火曜日、木曜日、土曜日の午後2時から午後4時　・患者数　　 令和5年度　3，018人○二次医療圏ごとに障がい者（児）歯科診療を実施する医療機関を確保し、障がい者が日常生活圏内においても歯科保健医療サービスを受けられるように、障がい者歯科診療を実施している医療機関等に対して人件費補助を行いました。・補助実績　　令和5年度　8施設 |
| （１）必要な健康・医療サービスを受ける　②医療依存度の高い重症心身障がい児者等への支援の充実 |  |
| 〇医療依存度の高い重症心身障がい児者等の在宅生活を支える体制整備の推進（地域生活支援課）　医療依存度の高い重症心身障がい児者等を取り巻く様々な課題の解決のために、保健・医療・福祉・教育等関係機関の円滑な連携体制の下、地域生活の維持・継続のための地域ケアシステムの強化に取り組みます。　また、市町村における医療依存度の高い重症心身障がい児者等に関する関係機関の協議の場の設置支援や、専門人材の育成を行うとともに、府の協議の場を運営し、市町村等と連携しながら課題解決に向けて検討を進めます。 | 目標値（令和８年度）大阪府医療依存度の高い重症心身障がい児者等支援部会の運営・充実医療依存度の高い重症心身障がい児者等に関する協議の場を全ての市町村において設置。設置済の市町村の協議の場の充実 | 〇保健・医療・福祉・教育等の関係機関が参画し、医療依存度の高い重症心身障がい児者等に関する協議の場を全ての市町村において設置するよう努めました。　【具体的な取組み】　・未設置の市町村に対し、既設置市町村の事例等について情報提供を行うとともに、医療的ケア児の支援に係る協議の場の設置促進働きかけを行いました。　　　【取組みによる成果】　・令和5年度末までに設置済：42市町村　・未定：1市 〇大阪府医療的ケアを要する重症心身障がい児等支援部会の開催　・令和5年度　2回（12月11日、3月6日開催）〇　医療的ケア児等コーディネーター養成研修　令和5年度　修了者数　38名医療的ケア児等支援者養成研修令和5年度　修了者数　87名 |
| 〇保健所における専門的母子保健事業の実施（地域保健課）　府保健所を拠点として、身体障がい児・慢性疾患児や医療依存度の高い重症心身障がい児その家族等に対して、訪問指導、専門相談、交流会等を実施し、障がい児者等への支援の充実や障がいの受容や生活の質の向上を図ります。　また、医療依存度の高い重症心身障がい児・家族等が地域で安心して生活し、生活の質の向上が図られるように、在宅生活を支援する医療機関・地域の関係機関等のネットワーク連携会議を開催します。 |  | ○保健所において、慢性疾患児・身体障がい児や医療的ケア児とその家族に対して、保健師等専門職による訪問指導や療育相談等の個別支援、学習会や交流会等の集団支援を実施しました。〇また、医療的ケア児に関わる地域医療機関や訪問看護事業所をはじめとする医療・保健・福祉・教育・療育等の関係機関とのケース検討会議等の開催や関係機関からの相談に対応し、地域での在宅療養支援体制の整備を図りました。【慢性疾患児支援状況】・訪問（延件数）　令和3年度963件、令和4年度1,266件、令和5年度 1,532件・面接（延件数）　令和3年度 756件、令和4年度 887件、令和5年度　958件・専門相談・療育相談（延件数）　令和3年度131件、令和4年度118件、令和5年度117件【身体障がい児支援状況】※医療的ケア児への支援を含む・訪問（延件数）　令和3年度 866件、令和4年度1,081件、令和5年度 1,555件・面接（延件数）　令和3年度280件、令和4年度368件、令和5年度　417件・専門相談・療育相談（延件数）　令和3年度42件、令和4年度 15件、令和5年度50件※医療的ケア児の支援状況（実人数）　令和3年度376人、令和4年度392人、令和5年度426人【学習会・交流会等】令和3年度4回延39人、令和4年度8回延198人、令和5年度18回延303人【小児在宅生活支援地域連携シート《府基本版》の活用】令和3年度104件、令和4年度79件、令和5年度52件 |
| 〇医療型短期入所の整備促進（地域生活支援課）医療的ケアが必要な重症心身障がい児者等の地域生活を支え、家族のレスパイトを実現するために、医療機関の空床を活用した短期入所事業の整備促進に取り組みます。 | 目標値（令和８年度）各二次医療圏域における医療型短期入所事業の実施：８圏域 | ○府内6圏域（大阪市、豊能、三島、北河内、南河内、泉州）において医療型短期入所事業を実施し、新規病院の開拓や実施病院の確保に努めました。　【取組みの成果】　　実施圏域・病院　　　　令和5年度：6圏域10病院　　　　延べ利用日数　令和5年度：3,544日　　　　（政令市への間接補助を含む） |
| 〇たん吸引等の業務を行うことができる介護職員等の養成（生活基盤推進課）介護職員等に対するたん吸引等に係る制度を適切に運用し、障がい福祉分野において医療的ケアに従事する人材の養成や確保を図ります。 | 目標値（令和５年度）新たに喀痰吸引等を実施する従事者：約3,000人※約1,000人×３年間 | ○令和2年度末で9,673人だった数が令和5年度末では14,206人となり、4,533人の増加となりました。 |
| （１）必要な健康・医療サービスを受ける　③二次障がいへの対応 |  |
| 〇障がい者地域医療ネットワークの推進（地域生活支援課）　脳性まひにおける二次障がいや脊髄損傷の合併症等のある方など障がい者が身近な地域で安心して医療が受けられるよう、障がい者地域医療ネットワークを推進するとともに、医療機関従事者に対する研修会等を実施することで普及・啓発に努めます。 |  | ○医療と福祉の連携強化のため障がい者地域医療ネットワーク推進事業実施連絡会研修会を開催し、障がい者医療の普及・啓発及び推進を行いました。【令和5年度】・障がい者地域医療ネットワーク推進事業実施連絡会研修会（第1部「脳性まひによる障がいのある方への支援を理解する」、第2部「脊髄損傷者の排泄管理について考える　～基本的な症状・新たなアプローチと多職種連携等について～」）令和5年9月11日から12月15日（YouTubeによる映像配信）受講申込　107名・「医療と福祉の連携強化のためのシンポジウム　ステージⅦ」　令和5年9月10日（グランフロント大阪タワーC：北館8階で対面実施）（大阪府後援） |
| （２）（医学・社会的）リハビリテーションを受ける |  |
| 〇大阪府内地域リハビリテーションの推進（地域生活支援課）　身近な地域で質の高いリハビリテーションを受けることができるよう、大阪府障がい者自立相談支援センターを中心に、保健、福祉、労働などリハビリテーションに携わる関係機関で情報交換などを行い、連携強化を図るとともに地域リハビリテーションに関する情報について広報に努めます。 |  | ○大阪障がい者地域リハビリテーション連絡会議（大阪府障がい者自立相談支援センター主催）の開催・府内の身体障がい者の保健、医療、福祉、教育、労働などのリハビリテーションに携わる機関が情報の交換と研修を行い、障がい者に対する援助方策の充実並びに連携の強化を図り、地域リハビリテーションを推進しました。■連絡会議・令和6年2月19日～3月3日　YouTubeにて配信。・内容（講演）「医療的ケア児の就学について」 |
| 〇障がい者医療等の推進による自立支援（地域生活支援課）　大阪府内の障がい者医療・リハビリテーションの拠点「障がい者医療・リハビリテーションセンター」において、医療部門（大阪急性期・総合医療センター　障がい者医療・リハビリテーション医療部門）、訓練部門（大阪府立障がい者自立センター）、相談支援部門（大阪府障がい者自立相談支援センター）が連携し、障がい者医療体制の確保、医療リハビリテーションや地域生活への移行に向けた生活リハビリテーションまでのトータルなリハビリテーションを実施するとともに、市町村とも連携して障がい者の地域移行や地域生活を支援します。 |  | ○医療部門と福祉部門が相互に連携し、障がい者が早期に地域移行が図れ、地域生活が継続できるためのリハビリテーションを推進するため、「障がい者医療・リハビリテーションセンター」を運営しました。■急性期・総合医療センター障がい者リハビリテーション医療部門急性期から回復期に至る一貫したリハビリテーションや障がい者医療を実施しました。■障がい者自立センター医療機関による医療リハビリテーションを終えられた障がい者や、地域で生活する障がい者等の社会生活力を高めるための自立訓練を実施しました。■障がい者自立相談支援センター障がい者の自立を支援するため、障がい特性に応じた総合的かつ専門的な支援を実施しました。 |
| 〇高次脳機能障がい者への支援（地域生活支援課）　大阪急性期・総合医療センター　障がい者医療・リハビリテーション医療部門において高次脳機能障がいの診断やリハビリテーションを行います。　大阪府立障がい者自立センターにおける自立訓練を通じて、医学的リハビリテーションや地域生活への移行に向けた社会的リハビリテーションまでのトータルなリハビリテーションを実施するとともに、専門的な支援技法を蓄積します。大阪府障がい者自立相談支援センターにおいて、高次脳機能障がいの特性や障がい受容等の段階に応じて、適切な時期にきめ細かな対応をすることにより、安定した地域生活が送れるよう、医療機関、障がい福祉サービス事業所、市町村職員を対象とした研修を行い、地域における生活リハビリテーションの普及を図ります。 | 目標値（令和５年度まで）医療機関向けの研修会の実施1回以上/年 | 〇医療機関向け研修を実施しました。■研修修了者数及び実施回数令和5年度　　76名、１回 |
| （３）悩みについて相談する |  |
| ○障がい特性に応じた専門的な相談支援機能の充実（地域生活支援課）　大阪府障がい者自立相談支援センターにおいて、相談支援従事者研修や市町村研修・関係機関向け研修等の人材育成を通じて、市町村における相談支援の充実を図ります。　現状において、支援困難な発達障がいを伴う知的障がい者に対し、個々の障がいや行動の特性に即したアセスメントを行い、当事者及び家族の地域での生活の安定につながるよう、市町村や支援機関等に対して具体的な助言及び支援を行います。　なお、高次脳機能障がいの支援において、個別事例に係る支援ノウハウの蓄積が必要であり、市町村等と共に支援方法を検討し、大阪府立障がい者自立センターをはじめ、地域の福祉事業所等が行っている先進的な支援事例等を収集・蓄積することにより、専門相談機関として適切な助言を行います。　また、医療や福祉の両面からのサポートが必要な精神障がい者や難病患者をはじめ障がい者が抱える悩み・課題は複雑化・多様化しており、研修の充実や相談支援体制の確保に努めていきます。 | 目標値（令和５年度まで）発達障がいを伴う知的障がい者支援のための研修会を開催１回以上/年 | ○大阪府障がい者自立相談支援センターにおいて、市町村における相談支援の充実を図るため、相談支援専門員や市町村職員を対象とした研修の実施や、市町村に対する専門的技術的援助及び助言など支援を行いました。令和5年度■研修名：知的障がい・発達障がいの方の感覚面の理解と支援について開催回数：1回参加数：87名■研修名：令和5年度大阪府強度行動障がい者支援者養成研修開催回数：1回　講義１日程（講義動画配信）　演習7日程（内1日受講）参加数：779名（修了者数）○高次脳機能障がいの支援において、コンサルテーション事業を実施し、専門相談機関としての助言を行いました。 |
| 〇保健所における相談支援機能の充実（地域保健課）府保健所において、当事者や家族がこころの問題に関する相談をいつでも安心して受けることができるように相談支援体制の充実に努めます。　また、地域の関係機関に対する専門研修の充実を図り、地域の支援体制の向上に向けた取り組みを進めます。併せて、難病及び小児慢性特定疾病医療費助成申請時に面接を実施し、講演会を年1回以上開催するとともに、適切な情報発信ができるように努めます。身体障がい児・慢性疾患児や医療依存度の高い重症心身障がい児その家族等に対して、訪問指導、専門相談、交流会等を実施し、障がい児者等への支援の充実や障がいの受容や生活の質の向上を図ります。 | 《参考》大阪府保健所におけるこころの健康相談支援状況令和元年度　相談実数　 3,061件　相談延べ数　25,879件訪問実数 883件訪問延べ数 　3,210件　　　　　　　　　　　　　　　　　　（大阪府９保健所） | 〇大阪府保健所におけるこころの相談支援状況（令和5年度）相談実数　 　2,880件　相談延べ数　23,304件訪問実数 　　　808件訪問延べ数 　25,647件　　　　（大阪府9保健所）○難病指定難病の医療費助成に係る新規・更新申請時に個別面談等を実施し、患者の状況や支援ニーズを把握したうえで、支援の必要な難病患者には、感染対策に配慮しながら保健師や専門職種による個別訪問や電話相談を実施しました。また、関係機関との会議において情報共有を行ったうえで、患者や関係者に対して適切な情報発信を行いました。 |
| 〇各種専門相談の実施（こころの健康総合センター）　こころの健康総合センターにおいて、依存症、自死遺族、発達障がいの各専門相談を行うとともに、ひきこもり地域支援センターにおいて、第一次相談窓口として電話相談を行います。 |  | ①依存症相談〇依存症相談事業依存症相談相談件数（電話＋来所）令和5年度　　実数787件（延べ1813件）　〇家族心理教育プログラムの実施回数　　・薬物依存症の家族サポートプログラム　　　令和5年度　　参加人数　実数10名（延べ37名）　　・ギャンブル依存症家族サポートプログラム　　　令和5年度　　参加人数　実数9名（延べ22名）　〇本人向け集団回復プログラムの実施回数　　・薬物依存症本人向けプログラム令和5年度　　参加人数　実数4名（延べ10名）　　・ギャンブル等依存症本人向けプログラム　 　令和5年度　　参加人数　実数32名（延べ93名）②自死遺族相談　・相談件数（電話＋来所）　　令和5年度　　　実数40件（延べ65件）　・事例検討会　　令和5年度　　3回実施　参加人数32名③発達障がい専門相談　　令和5年度　　実数31件（延べ47件）④その他　〇ひきこもり相談　・府民からの相談　　令和5年度　　　延べ506件　・関係機関からの相談　　令和5年度　　　電話　延べ227件　　訪問　延べ68件 |
| 〇ピアカウンセリングの普及（再掲）（地域生活支援課）　市町村障がい者相談支援事業として位置づけられているピアカウンセリングの普及を図ります。 | 目標値（令和５年度）市町村障がい者相談支援事業におけるピアカウンセリング実施市町村数43（すべての市町村） | 〇市町村においてピアカウンセリングが実施されるよう、障がい者ピアサポート研修等の機会を通じて普及を図りました。■ピアカウンセリング実施市町村数令和5年度　　22市町 |
| 〇小児慢性特定疾病児童等ピアカウンセリングの実施（地域保健課）　小児慢性特性疾病児とその保護者に対し、ピアカウンセリングを受ける機会を提供し、疾患に関する不安の解消、軽減を図っていきます。　また、相談を受けるピアカウンセラーの研修の機会を提供し、スキルアップを図っていきます。 |  | ○小児慢性特定疾病児等及び保護者等に対して、電話・面接、交流事業等への派遣によるピアカウンセリング等を実施しました。　相談延件数　　令和5年度　36件○相談を受けるピアカウンセラーの研修を実施しました。　令和5年度　1回 |
| ○身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者相談員活動の充実（地域生活支援課）　研修を通じて障がい者相談員の専門的な相談対応能力の一層の向上と、障がい者相談員の情報交換を図り、地域の実情に応じた活動を支援します。 | 目標値（令和５年度まで）身体障がい者相談員研修知的障がい者相談員研修精神障がい者相談員研修各年１回実施 | ○障がい者相談員向けの研修を実施し、専門的な相談対応能力の向上を図りました。■身体障がい者相談員研修参加者数令和5年度　26名■知的障がい者相談員研修参加者数令和5年度　35名■精神障がい者相談員研修参加者数令和5年度　41名 |
| ○相談支援専門員の養成（地域生活支援課）　多様化する障がい児者のニーズを把握し、的確にアセスメント・モニタリングを実施してサービス等利用計画を作成することによって、きめ細かで適切な支援につなぐ役割を担う相談支援専門員の養成を図るとともに、支援に必要な知識の習得や調整能力等のスキル向上に努めます。　また、医療的ケア児の支援等障がい児者の福祉に係る新たな課題や制度の動向を踏まえ、専門人材としての相談支援専門員の養成とさらなる資質の向上を図ります。 | 目標値（令和５年度）相談支援専門員の養成・確保2,700人 | ○相談支援専門員の育成とさらなる資質の向上のため、相談支援従事者初任者研修を実施しました。■相談支援従事者初任者研修修了者数令和5年度　471名■大阪府内で活動する相談支援専門員数2,617名（令和5年4月1現在） |
| ○依存症対策の推進（地域保健課）　普及啓発としては、依存症の理解を深めるため、若年層を含めた府民への正しい知識の普及と理解の促進に努めます。相談支援体制の強化としては、依存症に悩む人を支援するための相談対応力を強化します。医療体制の強化としては、依存症に悩む人を治療につなげるため、依存症の治療が可能な医療機関の充実を図ります。さらに、相談・治療・回復支援を切れ目なく行うため、自助グループ・民間団体の活動への支援や、さまざまな機関と連携した支援ネットワークを強化します。 |  | ○正しい知識の普及や理解の促進のために関係機関等と協力し、普及啓発を実施しました。相談対応力強化のため、LINEを活用したSNS相談の運用やAIチャットボットの新規開設、さまざまな相談窓口職員を対象とした研修を実施しました。また、医療体制の強化のために、医療機関職員を対象とした依存症の治療に関する専門知識や専門プログラムについての研修を実施しました。さらに、相談・治療・回復支援を切れ目なく行うよう、大阪アディクションセンターのネットワークを通じて、さまざまな関係機関と連携強化を図りました。 |